2018年2月

航空機欠航補償プラン
修学旅行変更保険
新幹線運休保険

（・国内航空機欠航補償保険特約セット費用・利益保険
・海外航空機欠航補償保険特約セット費用・利益保険
・新幹線運休保険特約セット費用・利益保険）

ご契約のしおり

■ 普通保険約款および特約 ■

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
Tel 03(6634)4000(代)

適用される普通保険約款および特約

名　称	適用される普通保険約款および特約
国内航空機欠航補償プラン 修学旅行変更保険	費用・利益保険普通保険約款 国内航空機欠航補償保険特約 （保険契約証発行契約用）
海外航空機欠航補償プラン	費用・利益保険普通保険約款 海外航空機欠航補償保険特約 （保険契約証発行契約用）
新幹線運休保険	費用・利益保険普通保険約款 新幹線運休保険特約 （保険契約証発行契約用）

保険料を前払式支払手段にてお支払いいただく場合（申込書にその旨の記載のある場合）は、「前払式支払手段による保険料支払に関する特約」がセットされます。
また、修学旅行変更保険において地震・噴火・津波補償プランをお申込みされた場合（申込書にその旨の記載がある場合）は、「天災危険補償特約（国内航空機欠航補償保険用）」がセットされます。

費用・利益保険普通保険約款

第１章　補償条項

第１条（保険金を支払う場合）
　当会社は、偶然な事故によって被保険者が被る損害（費用損害または喪失利益損害をいいます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については除きます。
　①　保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人
　②　保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその法定代理人で①に掲げる者以外の者
（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
　①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ

らに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第３条（保険金の支払額）
当会社が支払うべき保険金の額は、損害の額（損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、その金額を控除した額とします。以下同様とします。）または支払限度額のうち、いずれか低い額とします。

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
（１）他の保険契約等（第１条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第２章　基本条項

第５条（保険責任の始期および終期）
（１）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後４時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後４時に終わります。
（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（告知義務）
（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① （２）に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
③ 保険契約者または被保険者が、第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合
（４）（２）に規定する事実が、当会社が保険契約申込書等において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、（２）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、（２）の規定を適用します。
（５）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（６）（５）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第７条（通知義務）
（１）保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書等の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
（２）（１）の事実がある場合（（４）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
（４）（１）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（１）に規

定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
（５）（４）の規定は、（１）の事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第８条（保険契約者の住所変更）
保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第９条（保険契約に関する調査）
（１）当会社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができ、保険契約者または被保険者は、これに協力しなければなりません。
（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、（２）に規定する拒否の事実があった時から１か月を経過した場合には適用しません。

第10条（保険契約の無効）
保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）
保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解除）
保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア．反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（３）（１）または（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第１条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（１）第６条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）第７条（通知義務）（１）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条（１）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（１）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、第７条（通知義務）（１）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面を

もって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還－契約の無効または失効の場合）

（1）第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第6条（告知義務）（2）、第7条（通知義務）（2）、第9条（保険契約に関する調査）（2）、第13条（重大事由による解除）（1）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（2）第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条（事故の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（損害防止義務）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額	－	損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額	＝	損害の額

第21条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 損害見積書
③ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者が前条（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知する

ものとします。
① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
⑤ 損害の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合または多数のものが同一事故により損害を受けた場合において、（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第25条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場

合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
（３）保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第26条（訴訟の提起）
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

国内航空機欠航補償保険特約（保険契約証発行契約用）

第１条（事故の定義）
（１）費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは、次の①に掲げる興行等（以下「興行」といいます。）が次の②に掲げる事由により次の③に掲げる中止等の影響を受けること（以下「事故」といいます。）をいいます。
① 興行
興行の名称：保険契約証（以下「契約証」といいます。）または保険申込書（以下「申込書」といいます。）記載の興行の名称とします。
興行の実施日：契約証または申込書記載の航空機利用年月日とします。
② 事由（事故原因）
下記のいずれかに該当すること。
ア．契約証または申込書に記載の航空機利用年月日に出発地から目的地まで搭乗予定の航空便が欠航すること。
イ．契約証または申込書に記載の航空機利用年月日に搭乗した航空機が着陸地を変更すること。
ウ．契約証または申込書に記載の航空機利用年月日に搭乗した航空機が３時間以上の到着遅延をすること。
（搭乗日を同じくする接続飛行がある場合には、利用する航空便ごとの到着予定時刻から到着時刻までの遅延時間の合算が３時間以上経過した場合とします。ただし、最終目的地への到着予定時刻より３時間を経過する前に到着した場合を除きます。）
③ 影響（事故形態）
上記事由により、興行について予定外の費用支出を余儀なくされること。
（２）（１）に規定する「事故」は、次の保険期間内に発生したものに限ります。
① 普通約款第５条（保険責任の始期および終期）（１）の規定にかかわらず、契約証記載の航空機利用年月日の前日から起算して９日前の日の午前０時に始まり、航空機利用年月日の翌日午後０時に終わります。

② ①の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第２条（損害の定義）
（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者が興行について次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をいいます。ただし、１人あたり契約証記載の金額を限度とします。
① 追加宿泊費用
② 追加交通費用
③ 追加食事費用
（２）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。
① 被保険者の役職員の報酬および給与
② この保険契約および他の保険契約等の保険料
③ 金利等資金調達に関する費用

第３条（保険金を支払わない場合）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 関係者（次の者をいいます。以下同様とします。）の故意、重大な過失または法令違反
保険契約者および被保険者ならびにこれらの者の役職員ならびに興行の参加者
② 関係者の解散、破産または資金不足
③ 関係者の興行に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違
④ 関係者による犯罪行為もしくは闘争行為（労働争議を除きます。）または関係者に対する逮捕もしくは出入国拒否、会場建物の差押え等の公権力の行使（ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。）
⑤ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
（２）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷または汚損による物的損害（価値の減少またはそれを回復するための修理費、再調達費用等をいいます。）
② 身体の障害を被った者について生じた損害（治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料をいいます。）
③ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体の障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

第４条（事故発生時点等）
（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の

事故による損害および同条の事故の発生を不可避とする事由」と、同第20条（損害防止義務）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の事故または同条の事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第５条（保険料の返還）

次に掲げる場合には、当会社は、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）および（６）ならびに同第18条（保険料の返還－解除の場合）（１）および（２）の規定にかかわらず、その部分の保険料を返還しません。

ただし、保険期間開始前の興行にかかる保険料については、その全額を返還します。

① 普通約款第７条（通知義務）（２）または同第９条（保険契約に関する調査）（２）の規定により当会社が保険契約の全部または一部を解除した場合

② 普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合

第６条（損害防止費用）

普通約款第20条（損害防止義務）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを支払いません。

第７条（損害の額の算定）

この特約における「損害の額」は、第２条（損害の定義）に定める費用から次に定める金額を控除した額とします。

① 収益の額
② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額
③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

第８条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払う保険金（第６条（損害防止費用）の損害防止費用を含みます。）の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、１回の事故につき損害の額（ただし、興行の参加者１名・利用予定航空便１フライトについて契約証記載の額を限度とします。）または契約証記載の支払限度額のいずれか低い額とします。

（２）搭乗日を同じくする接続飛行は、（１）にいう１フライトに含まれるものとします。

第９条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用するものとします。

海外航空機欠航補償保険特約（保険契約証発行契約用）

第１条（事故の定義）

（１）費用・利益保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。）第１条（保

険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは次の①に掲げる興行等（以下「興行」といいます。）が次の②に掲げる事由により、次の③に掲げる中止等の影響を受けること（以下「事故」といいます。）をいいます。

① 興行

興行の名称：保険契約証（以下「契約証」といいます。）または保険申込書（以下「申込書」といいます。）記載の興行の名称とします。

興行の実施日：契約証または申込書記載の旅行期間とします。

② 事由（事故原因）

下記のいずれかに該当すること。

ア．契約証または申込書に記載の搭乗日に出発地から目的地（乗継地）まで搭乗予定の航空便が欠航すること。

イ．契約証または申込書に記載の搭乗日に搭乗した航空機が着陸地を変更すること。

ウ．契約証または申込書に記載の搭乗日に出発地から目的地（乗継地）まで搭乗予定の航空便が出発遅延をすること。

エ．契約証または申込書に記載の搭乗日に搭乗した航空機が到着遅延をすること。

③ 影響（事故形態）

上記事由により、興行について予定外の費用支出を余儀なくされること。

（２）（１）に規定する「事故」は、次の保険期間内に発生したものに限ります。

① 普通約款第５条（保険責任の始期および終期）（１）の規定にかかわらず、契約証記載の旅行期間の初日の前日から起算して９日前の日の午前０時に始まり、旅行期間の末日の翌日午後０時に終わります。

② ①の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第２条（損害の定義）

（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者が興行について次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をいいます。ただし、１人あたり契約証記載の金額を限度とします。

① 追加宿泊費用

② 追加交通費用

③ 追加食事費用

④ 前条に定めた興行における宿泊、交通および食事にかかわるキャンセル費用

（２）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。

① 被保険者の役職員の報酬および給与

② この保険契約および他の保険契約等の保険料

③ 金利等資金調達に関する費用

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 関係者（次の者をいいます。以下同様とします。）の故意、重大な過失または法令違反

保険契約者および被保険者ならびにこれらの者の役職員ならびに興行の参加者

② 関係者の解散、破産または資金不足

③ 関係者の興行に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違

④ 関係者による犯罪行為もしくは闘争行為（労働争議を除きます。）または関係者に対する逮捕もしくは出入国拒否、会場建物の差押え等の公権力の行使（ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。）

⑤ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安

（２）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 出発・到着の予定時刻より12時間を経過する前に利用予定の航空便が出発・到着した場合に被る損害（ただし、出発予定日の翌日以降（出発予定空港の現地日付によります。）に利用予定の航空便が出発した場合を除きます。）

② 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷または汚損による物的損害（価値の減少またはそれを回復するための修理費、再調達費用等をいいます。）

③ 身体の障害を被った者について生じた損害（治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料をいいます。）

④ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体の障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

（３）普通約款第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は適用しません。

第４条（事故発生時点等）

（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとします。

（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害および同条の事故の発生を不可避とする事由」と、同第20条（損害防止義務）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の事故または同条の事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第５条（保険料の返還）

次に掲げる場合には、当会社は、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）および（６）ならびに同第18条（保険料の返還－解除の場合）（１）および（２）の規定にかかわらず、その部分の保険料を返還しません。

ただし、保険期間開始前の興行にかかる保険料については、その全額を返還します。

① 普通約款第７条（通知義務）（２）または同第９条（保険契約に関する調査）（２）の規定により当会社が保険契約の全部または一部を解除

した場合
② 普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合

第６条（損害防止費用）
普通約款第20条（損害防止義務）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを支払いません。

第７条（損害の額の算定）
この特約における「損害の額」は、第２条（損害の定義）に定める費用から次に定める金額を控除した額とします。
① 収益の額
② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額
③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

第８条（保険金の限度額）
当会社が支払う保険金（第６条（損害防止費用）の損害防止費用を含みます。）の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、１回の事故につき損害の額（ただし、興行の参加者１名および保険期間中について契約証記載の額を限度とします。）または契約証記載の１事故支払限度額のうち、いずれか低い額とします。ただし、契約証に保険期間中の支払限度額が記載されている場合は、保険期間中の支払保険金の総額は、契約証記載の保険期間中の支払限度額を超えないものとします。

第９条（外国通貨の換算）
（１）当会社は、契約証記載の通貨単位にかかわらず、第２条（損害の定義）に定める予定外の費用支出を余儀なくされた国の通貨により保険金を支払うことができます。
（２）（１）の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金支払について当会社と被保険者または保険金を受け取るべき者との間に協定が成立した日の前日における予定外の費用支出を余儀なくされた国の最有力為替銀行の交換比率により換算します。ただし、当会社が被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出を承認した場合には、保険金の支払額が確定した日の前日以外の日における交換比率により支払通貨に換算するものとします。
① 契約証において支払限度額を表示している通貨と支払通貨が異なる場合
② 当会社が保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に支出した通貨と支払通貨が異なるとき。

第10条（普通約款の適用）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用するものとします。

新幹線運休保険特約（保険契約証発行契約用）

第１条（事故の定義）

（１）費用・利益保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第１条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは次の①に掲げる興行等（以下「興行」といいます。）が次の②に掲げる事由により、次の③に掲げる中止等の影響を受けること（以下「事故」といいます。）をいいます。

① 興行

興行の名称：保険契約証（以下「契約証」といいます。）または保険申込書（以下「申込書」といいます。）記載の興行の名称とします。

興行の実施日：契約証または申込書記載の列車利用年月日とします。

② 事由（事故原因）

下記のいずれかに該当すること。

ア．契約証または申込書に記載の列車利用年月日に出発地から目的地まで乗車予定の特急または急行料金を必要とする列車（以下「列車」といいます。）または団体専用列車（以下「専用列車」といいます。）が運休すること。

イ．契約証または申込書に記載の列車利用年月日に乗車した列車、専用列車が途中で運転をとりやめること。

ウ．契約証または申込書に記載の列車利用年月日に乗車した列車、専用列車が遅延し、最終の目的地への到着が予定時刻より２時間以上遅延すること。

③ 影響（事故形態）

上記事由により、興行について予定外の費用支出を余儀なくされること。

（２）（１）に規定する「事故」は、次の保険期間内に発生したものに限ります。

① 普通約款第５条（保険責任の始期および終期）（１）の規定にかかわらず、契約証記載の列車利用年月日の前日から起算して９日前の日の午前０時に始まり、列車利用年月日の翌日午後４時に終わります。

② ①の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第２条（損害の定義）

（１）普通約款第１条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者が興行について次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をいいます。ただし、１人あたり契約証記載の金額を限度とします。

① 追加宿泊費用

② 追加交通費用

③ 追加食事費用

（２）（１）の「費用」には、次の費用を含みません。

① 被保険者の役職員の報酬および給与

② この保険契約および他の保険契約等の保険料

③ 金利等資金調達に関する費用

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 関係者（次の者をいいます。以下同様とします。）の故意、重大な過失または法令違反

保険契約者および被保険者ならびにこれらの者の役職員ならびに興行の参加者
② 関係者の解散、破産または資金不足
③ 関係者の興行に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違
④ 関係者による犯罪行為もしくは闘争行為（労働争議を除きます。）または関係者に対する逮捕もしくは出入国拒否、会場建物の差押え等の公権力の行使（ただし、消防、避難等防災のための公権力の行使を除きます。）
⑤ 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑥ テロリズム（政治、宗教、イデオロギーまたはこれらに類似した理由（政府に影響を及ぼし、または大衆を恐怖に陥れることを目的とする場合を含みます。）による個人または集団による行為（組織的背後関係を有すると否とを問いません。）であって、武力行使、暴力行為またはこれらを示唆することによる威嚇行為を含みます。）

（２）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 乗車する列車または専用列車が２時間以上遅延しない場合に被った損害
② 財物の滅失（盗難、紛失等を含みます。以下同様とします。）、損傷または汚損による物的損害（価値の減少またはそれを回復するための修理費、再調達費用等をいいます。）
③ 身体の障害を被った者について生じた損害（治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料をいいます。）
④ 被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体の障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

（３）普通約款第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定は適用しません。

第４条（事故の発生時点等）
（１）事故の発生を不可避とする事由が発生した場合には、その事由が発生した時に事故が発生したものとします。
（２）普通約款第19条（事故の通知）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害および同条の事故の発生を不可避とする事由」と、同第20条（損害防止義務）（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「第１条（保険金を支払う場合）の事故または同条の事故の発生を不可避とする事由」と読み替えるものとします。

第５条（保険料の返還）
次に掲げる場合には、当会社は、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）および（６）ならびに同第18条（保険料の返還－解除の場合）（１）および（２）の規定にかかわらず、その部分の保険料を返還しません。
ただし、保険期間開始前の興行にかかる保険料については、その全額を返

還します。
① 普通約款第７条（通知義務）（２）または同第９条（保険契約に関する調査）（２）の規定により当会社が保険契約の全部または一部を解除した場合
② 普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合

第６条（損害防止費用）
普通約款第20条（損害防止義務）（１）の規定により保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、その費用が保険金支払の対象となるべき損害に該当しないかぎり、当会社はこれを支払いません。

第７条（損害の額の算定）
この特約における「損害の額」は、第２条（損害の定義）に定める費用から次に定める金額を控除した額とします。
① 収益の額
② 事故または損害が生じたことにより支出を免れた金額
③ 事故または損害が生じたことにより他人から回収した金額

第８条（保険金の支払限度額）
（１）当会社が支払う保険金（第６条（損害防止費用）の損害防止費用を含みます。）の額は、普通約款第３条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、１回の事故につき損害の額（ただし、興行の参加者１名・利用予定の列車、専用列車１乗車について契約証記載の額を限度とします。）または契約証記載の支払限度額のいずれか低い額とします。
（２）乗車日を同じくする接続乗車（同一駅構内での接続乗車に限ります。）は、（１）にいう１乗車に含まれるものとします。

第９条（普通約款の適用）
普通約款の規定は、この特約の趣旨に反しないかぎり、これを適用するものとします。

前払式支払手段による保険料支払に関する特約

第１条（前払式支払手段による保険料支払の承認）
当会社は、保険契約者が、この特約の付帯されている保険契約の保険料の全部または一部を、当会社の指定する前払式支払手段（以下「指定前払式支払手段」といいます。）により支払うことを承認します。

第２条（用語の定義）
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
① 前払式支払手段
商品券等またはプリペイドカードをいいます。
② プリペイドカード
前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。以下同様とします。）により記録

され、その前払式支払手段の発行者またはその指定する者（以下「発行者等」といいます。）に提示して使用するものをいいます。

③　商品券等

前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等に交付して使用するものをいいます。

第３条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

（１）当会社は、次に掲げる時以降に生じた事故については、この特約が付帯された費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯されている他の特約（以下「他の特約」といいます。）に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合は、普通約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。

①　指定前払式支払手段が商品券等の場合は、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により支払う保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時

②　指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合は、指定前払式支払手段により支払う保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法により引き落とされた時

（２）保険料の一部を指定前払式支払手段で支払う場合には、指定前払式支払手段以外で支払われるべき保険料を領収した時以降についてのみ、（１）の規定を適用します。

第４条（追加保険料の適用除外）

普通約款および他の特約の規定により請求される追加保険料については、この特約の適用はありません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

天災危険補償特約（国内航空機欠航補償保険用）

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（これらの事由によって発生した普通約款第１条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しても、保険金を支払います。

第２条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第22条（保険金の支払時期）（２）および（３）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）

を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑥ 損害の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合または多数のものが同一事故により損害を受けた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。 」

-MEMO-

-MEMO-

-MEMO-

5944637

J203-016-5944637. 2025.10 JI2025-151 15,000 (TE)